

第22条 当社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者又は証券所持人に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合寄託者又は証券所持人は、遅滞なく処置をしなければならない。

- (1) 受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。
- (2) 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。
- (3) その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。

2 寄託者若しくは証券所持人が当社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は催告をするいとまがないときは、当社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることができる。

3 前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者又は証券所持人の負担とする。

(見本の摘出、寄託物の点検、保存)

第23条 寄託者又は証券所持人が見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、証券その他寄託を証する書類を当社に提出しなければならない。

2 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当社は、証券その他必要な書類にその旨を記載する。

3 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

## 第5章 受寄物の出庫

(出庫手続)

第24条 証券又は証書により寄託物を出庫しようとする者は、証券又は証書に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当社に提出しなければならない。

2 証券又は証書の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、貨物受取証を当社に提出しなければならない。この場合において、通帳の発行されているときは、あわせて通帳も提出するものとする。

3 当社は、寄託者又は証券所持人が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と前二項の規定と異なる特約をすることができる。

(出庫の拒絶)